

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	北海道星槎学園
②設置大学名称	星槎道都大学
③担当部署	I R 監査室
④問合せ先	011-372-3111
⑤点検結果の確定日	令和 7 年 9 月 17 日
⑥点検結果の公表日	令和 7 年 9 月 18 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.seisadohto.ac.jp/introduction/disclosure/
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1 ①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神等の基本理念及び教育目的は、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して、ホームページにより広く明示しています。 (掲載先 URL) https://www.seisadohto.ac.jp/introduction/history/
実施項目 1－1 ②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」については、ホームページや学生便覧等に明示しているほか、学生に対してオリエンテーション時に説明を行っています。また、外部委員を含む本学「教学マネジメント会議」において内容の検証を行い、カリキュラム編成等に活用することで、教育の質の向上に資する運用を行っています。 (掲載先 URL) https://www.seisadohto.ac.jp/introduction/disclosure/
実施項目 1－1 ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	この法人の「職制及び分掌規程」第9条（学長）、第10条（副学長・学長補佐）、第11条（学部長・学科長）並びに星槎道都大学教授会規程第4条（審議事項）の規定により、学長の責務（役割及び職務範囲）、学長の補佐体制（副学長・学部長の役割）及び教授会の役割（学長と教授会の関係）等の教学組織の権限と役割が明確化されています。
実施項目 1－1 ④	説明
教職協働体制の確保	教員と職員等が、適切に分担・協力・連携を行うことを可能とする体制として、この法人に学部長や図書館長等教員が構成員となる「経営企画会議」を組織し、効果的な管理・運営に努めています。また、「教授会」及び「各専門委員会」の構成員に事務局長や事務部長等が参画しており、教育研究活動等においても組織的かつ効果的な体制が構築されています。
実施項目 1－1 ⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	基本方針となる「星槎道都大学教職員の人材育成について」を定め、それを基に専門委員会の「FD推進委員会」及びこの法人の「SD推進委員会」が、FD・SD研修会に係る基本方針・年次計画を策定し、教職員の資質向上に向けた各種研修会等を実施しています。

原則１－２ 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2 ①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	この法人の中期計画の策定方針の明確化のため、中期計画内にその内容を記載しています。 また、中央教育審議会の「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」を踏まえ、全ての教職員が関わり策定した「星槎道都大学グランドデザイン 2040（答申）」、理事長が示す「星槎道都大学ビジョン 2040－私たちがVUCA時代を生き抜くための15年ビジョン」、更に本学を取り巻く環境をクロスSWOT分析した結果を用いることで、具体性のある中期計画

	を策定しています。 (掲載先 URL) https://www.seisadohto.ac.jp/20026/pdf/information_disclosure6_2025chukikeikakuR70401.pdf
実施項目 1 - 2 ②	説明
計画実現のための進捗管理	この法人の中期計画の項目ごとに管理責任者を定めた実施工程表を作成し、「経営企画会議」や「理事会」にて進捗・達成状況の管理を行います。

原則 2 - 1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2 - 1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	この法人のフィロソフィーは、建学の精神「社会に必要とされることを創造し、常に新たな道を切り開き、それを成し遂げる。」、星槎の三つの約束「人を認める。人を排除しない。仲間を作る。」、教育の理念「必要とする人々のために新たな道を創造し、人々が共生しえる社会の実現をめざし、それを成し遂げる。」、星槎道都大学の目的・使命「広い分野の総合的な知識と深く専門の理論および応用を教授研究し、豊かな教養と専門知識および技術を身につけた課題探究能力および創造力に富んだ有為な人材を育成することを目的とし、もって文化の創造発展と共生社会の実現に貢献することを使命とする。」であり、これらのもと星槎道都大学の「ディプロマ・ポリシー」に示す以下の能力、知識および態度等を身につけた人材を育成することが教育目標としています。 (DP1) 共生社会の実現に取り組む力[主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度] (DP2) 幅広い教養と専門分野との統合力[知識・技能、思考力・判断力・表現力等] (DP3) 専門分野の知識・技能の活用力[知識・技能、思考力・判断力・表現力等] (DP4) 情報分析力と問題解決力[思考力、判断力、表現力等] (DP5) コミュニケーション能力と協働する態度[主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度]
実施項目 2 - 1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	星槎道都大学は教育・研究活動によって得られる様々な知識や情報、技術を保有する人的資源や図書情報館などの物的資源を有効活用し、地域社会に還元しています。 また、大学の知見を生かした公開講座、産学連携、地域課題の解決、地域の人材養成や国際協力のみならずスポーツや文化活動においても地域との連携を深め、持続可能な社会の実現に向けて地域連携・社会貢献を推進しています。 さらに、SDGs 宣言書を発出し環境への配慮をはじめとする社会課題への対応を進めるとともに、地域連携推進センター及びウェルビーイング研究センターを開設し、北広島市などの自治体を始め、株式会社ファイターズスポーツ&エンターテインメントなどの企業、社会福祉法人北ひろしま福祉会などの団体、北海道医療大学等との連携協定書の締結により、組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすよう努めています。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	この法人では、「星槎の3つの約束（人を認める。人を排除しない。仲間を作る。）」のもと、多様性を重視し、性別、年齢、障害、国籍等、多様な背景を持つ学生、教職員等を受け入れる学内環境・体制の整備・充実に努めています。 また、この法人の中期計画において、多様な価値観や文化的背景を持つ人々が集い、ともに学び「連携・協調・共創」する教育環境やダイバーシティを意識した環境整備に取り組むこととしており、多様な入試制度の整備、学生支援制度の整備や教職員の採用における配慮を行っています。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	この法人では、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、全ての教職員が能力を十分に発揮し、働きやすい職場環境の中で、成長を続けることができるよう努めています。 また、理事及び評議員に女性を登用し、男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進に努めています。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	この法人では、理事の人材確保の方針として、「教育への理解と熱意」、「大学運営に関する知識と経験」、「高い倫理観と公共性」、「リーダーシップと協調性」、「多様な視点」のいずれか又は複数を有する人材を教職員及び外部人材からバランスよく登用しています。 また、選任過程の透明性を確保として、この法人の「寄附行為」及び「理事会運営規則」に選任過程を規定し、透明性を確保しています。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	この法人では、「理事会運営規則」を制定し、理事会運営の透明性の確保に努めています。理事会での決定事項は、法人・大学幹部教職員が構成員となり、原則、毎週開催される「情報共有会議」等を通して情報共有がなされ、構成員より全教職員に伝達されることとしています。 また、評議員会との協働体制の確立については、「寄附行為」第 49 条（理事会及び評議員会の協議）により、評議員会との建設的な協議を進め、協働と相互牽制体制を確立する規程されています。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	この法人では、法人の適正な運営にあたり必要とされる識見を習得できるよう、特に新任・外部を含む理事に対する情報提供・研修機会の確保・充実に努めています。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	この法人では、監事及び会計監査人の独立性を確保する観点重視し、「寄附行為」第 22 条（監事の選任）及び第 50 条（会計監査人の選任）の規定により、監事及び会計監査人の選任基準を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保しています。

実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	この法人では、「監事監査規程」第 8 条第 4 項、第 6 項及び学「内部監査規程」第 9 条（監事及び監事法人との連携）の規定により、監事、会計監査人及び内部監査室等の連携体制を確立し、監査計画・結果等について、情報共有・意見交換を行っています。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	この法人では、監事が十分な監査ができるように、上記実施項目 3-2②の情報共有・意見交換等の機会において、監事業務を支援するための情報提供や研修機会の確保・充実に努めています。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	この法人では、「寄附行為」第 5 条（役員、評議員及び会計監査人の設置）、第 32 条（評議員の選任）、第 33 条（評議員の資格）等の規定により、評議員の属性に応じた評議員会構成上の上限割合の考え方を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保しています。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	この法人では、「評議員会運営規則」を制定し、評議員会運営の透明性を確保しています。 また、「寄附行為」第 49 条（理事会及び評議員会の協議）の規定により、理事会との建設的な協議を進め、協働と相互牽制体制を確立しています。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	この法人では、法人の適正な運営に必要とされる識見を習得できるように、適宜、新任・外部を含む評議員に対する情報提供・研修機会の確保・充実に努めています。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	この法人では、「リスク管理規程」、「消防・防災計画書（大規模地震対応）」等の危機管理マニュアルを整備し、学生等の安全確保や重要事業の継続など迅速な対応を可能としています。 また、「リスク管理規程」第 4 条（リスク管理体制の充実のための措置等）の規定により、学生便覧等で安全確保等について学内に広く浸透させています。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	この法人では、「コンプライアンス規程」を整備し、法令、寄附行為、その他諸規程を遵守するよう組織的に取り組んでいます。 また、「公益通報者の保護に関する規程」を整備し、違反又はその恐れがある行為に関する内部通報窓口の設置など、公益通報体制を整備しています。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	この法人では、情報を公開する対象者、方法、項目等を明らかにした「情報公開方針」を策定するとともに、「寄附行為」第 75 条（情報の公表）に規定された教育研究・経営に係る情報等をホームページに掲載しています。 （掲載先 URL） https://www.seisadohto.ac.jp/introduction/disclosure/
実施項目 4－1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	この法人では、ホームページを主たる教育研究・経営に係る情報公開のツールとして、公開内容を創意工夫してステークホルダーの理解促進を図っています。また、大学案内にホームページへ誘導する QR コードを記載し、詳細を検索できるよう公開の工夫を行っているほか、タイムリーな教育研究情報等を X（旧 Twitter）・Instagram 等の SNS より発信しています。

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明